

議案第 号

南砺市高瀬コミュニティ施設条例の全部改正について

南砺市高瀬コミュニティ施設条例を別紙のとおり定める。

令和 年 月 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市高瀬コミュニティ施設条例

南砺市高瀬コミュニティ施設条例（平成17年南砺市条例第39号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 散居村が育んできた自然及び伝統文化についての学習並びに都市及び地域住民との交流の場を提供し、地域の活性化を図るため、コミュニティ施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 南砺市高瀬コミュニティ施設

（2）位置 南砺市北市128番地4

（使用の許可）

第3条 南砺市高瀬コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、使用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）コミュニティ施設の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

（3）コミュニティ施設の設置目的に反し、管理運営上不相当であると認めるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上特に支障があると認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用目的以外のこと

に使用し、又は使用权を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第6条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第7条 コミュニティ施設の使用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じても市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が規則に定める期間内に使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第11条 使用者は、コミュニティ施設の使用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して市長の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、使用者が第7条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める

ときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市高瀬コミュニティ施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第8条関係)

施設名	面積 (m ²)	基本使用料(円)		
		午前	午後	昼間
		9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
研修室1	18	310	410	730
研修室2	25	410	620	1,040
研修室3	18	310	410	730
研修室4	18	310	410	730
広間	25	410	620	1,040
調理実習室	15	310	410	730
展示室	33	410	620	1,040

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た金額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本使用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 使用時間の短縮を理由として、使用料金は、減額しない。